

協同組合の新設と小さな協同との連携

ドイツでは協同組合数が長期的に減少していたが、近年、協同組合の新設数が増加しており、2010年には協同組合数が増加に転じた。新設組合が増加した背景には、01年から協同組合の全国中央会が地方中央会とともに、協同組合新設のイニシアティブを開始したことがある。イベントやキャンペーンを行い、協同組合の新設を呼びかけるとともに、「協同組合の設立」というホームページを開設した。そこには、協同組合とは何か、協同組合により仲間と協力して事業を行うことの意味、協同組合の形態による起業の成功事例、協同組合設立や運営についてのアドバイスを受ける連絡先などが掲載されている。06年の協同組合法の改正により、小さな協同組合の設立が容易になったことも寄与している。

新しく設立された協同組合が多いのは、再生可能エネルギー、医療、農村の店舗など、協同組合としては比較的新しい分野である。設立の背景は様々だが、直接コミュニケーションが可能な範囲で、地域と同じアイデアを持つ人たちが集まって事業を興すことができることや、民主的な意思決定などが、協同組合を作る魅力となっている。自分たちの抱える課題を解決し、願いをかなえるために、人々が集まって新しい組織を作り事業を行う。その際に、協同組合の形態を選択しているのである。その結果、組合員は協同組合に主体的に参画することになる。

一方、日本では協同組合の減少が続いているとみられる。政府広報オンラインによれば09年3月末の日本の主な協同組合は合計3万6千だが、その9割を占める事業協同組合は1981年の4万7千をピークに長期的に減少傾向にあり、年間新設数も減少している。農協の組合数も減少が続いている。

協同組合ではないが、農協の部会組織や任意組合、あるいは農業法人を中心とした地域の農業生産者グループなどの生産者組織が、農業用機械・施設の共同利用、農地流動化や販売などを共同で行っている「小さな協同」ともいえるべき事例が、本稿の小針論文と尾高論文に紹介されている。

これらは、自分たちの課題を解決するために自ら組織を作り、事業を行っている。また、これらのなかにはガバナンスの面で協同組合のような仕組みを持つものもある。例えば、西宇和農協川上柑橘共同選果部会は、総会と、総会で選ばれた委員による運営委員会や専門委員会による意思決定の仕組みをもつ。

両論文には、これらの組織と農協の連携の状況も描かれている。生産者組織が農協の施設や融資を利用する、農協職員が組織の事務局機能を担う、営農指導を行う、農協が地域における調整を行うなどである。農協は、その人材、施設、金融、調整機能などを活用し、これらの組織を支援している。

農協が大規模化し、広域化したことにより、組合員の直接的な参画が難しくなり、また組合員が農協の事業を選択的に利用する傾向もみられる。これに対して、農協では、組合員組織の活性化や支店行動計画など支店単位の地域活動に取り組んで、組合員による意思決定や、協同活動・事業への主体的な参加を図る動きもみられるが、一方、上記のような自立的な組織との連携も重要な課題と考えられる。

（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 齊藤由理子・さいとう ゆりこ